都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例昭和四九年三月三人日
条例第三○号
都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例を公布する。
都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例


## （報酬の額等）

第六条 時間諢師には，基礎報酬を支給する。
2 準常勤講師には，前項の基硞報酬のほか，付加報酬を支給する。
3 前二項に規定する基碮報㖄及び付加報酬は，第四条第一項に規定する勤務時間を基準とし，次の各号に定める ところによる。
条例第五十六号）第二条に定める額を超えない範囲内において定めるものとする。
二 付加報酬 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）第二十四条及び第二十四条の二の規定に準じて定めるものとする。
4 前項に規定する報酬の支給額，支給方法その他必要な事項は，教育委員会規則で定める。
（平一九条例一三四•一部改正）
○都立学校等に勤務する時間講師に関する規則
昭和四九年三月三○旦教育委員会規則第二四号
〔都立学校等に勤務する講師に関する規則〕を公布する。
都立学校等に勤務する時間講師に関する規則 （平一九教委規則五九•改称）
（付加報酬）
第二十五条 条例第六条第二項に規定する付加報酬は，七月ー日及び十ニ月一日にそれぞれ在職する準常勤講師に対して，教育委員会が別に定める日に支給する。
2 付加報酬の支給額は，別表第三に定める各準常勤講師の第一種基䞜報酬額を別に定める方法により月額に換算した䫅（以下 報酳月䫄」という。）に，学校職員の給与条例第二十四条第二項に定める支給率を乗じて得た額及び報酬月額に同条例第二十四条の二第二項に定める支給率を乗じて得た額 に，次項に定める勤務実績に対応する割合を乗じて得た䫫とする。
3 付加報酬の支給額の基喥となる勤務実續は，準常勤講師が現に勤務した条例第四条第一項に規定す る勤務時間について，時間を単位として計算するものとし，その算定方法は別に定める。

別表第三（第二士二条関係）
（昭五三教委規則一○•全改，昭五四教委規則二－•昭五五教委規則一三•昭五六教委規則一七•昭五七教委規則一六•昭五九教委規則一八•昭六○教委規則一七•昭六一教委規則四
正，平五教委規則三三教•平六教委規則五 O •平七教委規則六二•平八教委規則五一平•平一○
則五九•平ニー教委規則三七•平ニニ教委規則三八•平ニ三教委規則三三•平二四教委規則一八．平二五教委規則二九•平二八教委規則一四•一部改正）

| 勤務学校 | 教育職員としての経験年数等 |  | 時間額（円） |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 経験区 | 経験年数 |  |
| 小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校に勤務する時間講師 | － | 一年未满 | 一，八л0 |
|  | － | 一年以上二年未満 | 二，九五O |
|  | 三 | 二年以上三年未满 | 二， $0=0$ |
|  | 四 | 三年以上四年未满 | 二，O九O |
|  | 五 | 四年以上五年未満 | 二，一六○ |
|  | 六 | 五年以上六年未満 | 二，二三О |
|  | t | 六年以上七年未満 | 二，三－0 |
|  | 八 | 七年以上八年未満 | 二，四OO |
|  | 九 | 八年以上九年未満 | 二，四九O |
|  | ＋ | 九年以上十年未満 | 二，五八0 |
|  | ＋－ | 十年以上十一年未満 | 二，六六 O |
|  | ＋ニ | ＋二年以上十二年未満 | 二，七八0 |
|  | ＋三 | 十二年以上 | 二，八六O |

○短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）
（短時間労働者の待遇の原則）
第八条 事業主が，その扉用する短時間労働者の待遇を，当該事業所に雇用される通常の労働者の待遇と相違するものとする場合においては，当該待遇の相違は，当該短時間労働者及び通常の労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（以下「職務の内容」とい う。），当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考虛して，不合理と認めら れるものであってはならない。
（通常の労働者と同視すぺき短時間労働者に対する差別的取扱いの禁止）
第九条 事業主は，職務の内容が当該事業所に雇用される通常の労働者と同一の短時間労働者（第十一条第一項において「職務内容同一短時間労働者」という。）であって，当該事業所における慣行その他の事情からみて，当該事業主との雇用関係が終了するまでの全期間において，その職務の内容及び配置が当該通常の労働者の職務の内容及び配置の変更の範囲と同一の範囲で変更されると見込まれるもの（次条及び同項において「通常の労铔者 と同視すべき短時間労働者」という。）については，短時間労働者であることを理由とし て，賃金の決定，教育訓練の実施，福利厚生施設の利用その他の待遇について，差別的取扱いをしてはならない。
（賃金）
第十条 事業主は，通常の労働者との均衡を考慮しつつ，その䧹用する短時間労㗢者（通常 の労働者と同視すべき短時間労働者を除く。次条第二項及び第十二条において同じ。）の職務の内容，職務の成果，意欲，能力又は経験等を勘案し，その賃金（通勤手当，退職手当その他の厚生労衝省令で定めるものを除く。）を決定するように努めるものとする。
（教育竌練）
第十一条 事業主は，通常の労働者に対して実施する教育訓練であって，当該通常の労偅者 が従事する職務の遂行に必要な能力を付与するためのものについては，職務内容同一短時

## パートタイム労働指針の概要～平成20年4月1日施行～

## 



パートタイム労憉法第の条では，買金のうち，職弱に密接に関逼する基本給，員与，役付手当などについて，その決定方法が規定されていますが，
 して定めるように勢めてください。

総務省の本音
 れることもあり得る。こうした任用は特段否定しないが，既に任用経験 のある者の勤務実績を能力実証の判断要素として活用する場合には，同


 も留意が必要。
も留意が必要。
認めない方法であるが，これは平等取扱いの原則の観点から避けるごきである。
 に従事させる以上は，できるだけ優秀な人材を確保するために，能力に基づき公正に選抜することが求められる。任用の回数や年数が一定数に


 のとは言えない。 ※これは，私達が「雇用年限」と名付けた構造的 すげ替え解雇制度に関する記述である。

年限期間中についても「任期は原則一年以内」と矛盾しないように「勤務実績に基づく能力実

証を経ての再度の任用」という屁理屈を立てて

## 伸行（東京／港区職労）

## ～2015「地方公務員月報」レポートの検証～

## $\sqrt{212}^{\text {2 }}$






介する。


入しているとも思う。
（7）「任用の上限回数」には二通りある
 に従前の勤務実績に基づく能力実証を経て任用し，一定回数に達した場




切なものとは䨐えない」と認めない。その理由は
「たとえ臨時／非常勤であっても，できるだけ優秀 な人材を確保する（ぺき）」としている。

しかし，ここには［経験］［人材育成］という観点 がない。そして，臨時／非常勤には［生活］があり，

任用切れは［失業］で雇用年限は構造的失業シ

## ステムだという観点もない。

雇用年限制度は，リセット䧹用で「選び直した結果，たまたま同じ人間になった」「（だから）固

 6f1\％¢ ㅇำ＋ 44

裁判例が積み重なってきている。
－東村山市／嘱託職員への離職報酬金支給に係わる判決 －枚方市非常勤への特別報酬支給に係わる判決


いる。しかし，踓用年限制度を採る自治体に非
常勤人事評価システムはないと思われ，毎年度
新がほとんどだと思う。
何故なら本来人事評価制度は人材を切るため のものではなく育てるためのものだからだ。人材 を育てようとする使用者は年限で一律に解雇し たりはしない。そして，評価は当然に報奨（昇給 やボーナス加算）または指導やペナルティーと セットされる。
年度期間中には自動更新されて経験を樍ん
応䓪者と競い合わせる。これは不合理であり不「

 って採用されたら嬉しいかも知れない。しかし，

経験と功労を無視される（不公平のローテーシ ヨン）。
さすがに総務省は，雇用年限での一律䧹止め さすがに緮務省は，雇用年限での一律雇止め と空白期間の設定については，「一般的には適

[^0]8


[^0]: